

国際裁判所論 II

科目ナンバリング ILA-308
選択 2単位

喜多 康夫

1. 授業の概要(ねらい)

かつて国際法は国際裁判制度のない法体系でした。しかし現在では、常設的な国際裁判所として最も代表的な国際司法裁判所だけでなく、国際海洋法裁判所や世界貿易機関の紛争解決機関など機能的裁判機関やEU裁判所のような地域的国際裁判も存在しています。また、個人(自然人と法人)が訴訟当事者になる国際刑事裁判所や地域的な人権裁判所もあります。さらには、投資家が外国政府を訴えることのできる投資仲裁も盛んです。このような(広義の)国際裁判所は紛争解決だけでなく、国際法の発展にも貢献しており、国際判例なしでは現代国際法を理解できません。

秋期では国際司法裁判所の法と手続を説明します。本講義には2つの目的があります。第1の目的は、学生のみなさんに国際司法裁判所の裁判手続を理解することにあります。第2の目的は、本講義を通じて、学生のみなさんの「リーガルマインド」を養うことにあります。そのため、本講義では、国際司法裁判所の裁判手続と判例の解説に重きを置くつもりです。

2. 授業の到達目標

- ①国際法の発展的分野としての国際司法裁判所の裁判手を専門的に理解すること
- ②リーガルマインドを養成すること

3. 成績評価の方法および基準

成績評価については授業貢献(50%)とLMS試験(50%)に基づいて行います。

4. 教科書・参考文献

教科書

レジュメで講義を行います。条約集については、東信堂のベーシック条約集を考えていますが、出版情報が公開されてから後日にお知らせします。

国際連合広報局 『国際司法裁判所 国際連合の主要司法機関に関する質問と回答』

<http://www.unic.or.jp/files/icj.pdf>

参考文献

薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦・酒井啓亘(編集代表) 『判例国際法(第3版)』(東信堂、2019年)

5. 準備学習の内容

LMS試験の練習問題を事前公開し、授業の復習ができるようにします。

6. その他履修上の注意事項

【関連科目】かなり専門的な授業になりますので、「国際法Ⅰ(歴史・法源)」、「国際法Ⅱ(主体)」、「国際法Ⅲ(空間)」及び「国際法Ⅳ(秩序維持)」を履修することが望ましいと考えます。また、「国際組織法Ⅰ／Ⅱ」の授業を受けて知識を獲得すれば、さらにこの授業の理解が深まります。

【学生へのメッセージ】この授業では国際司法裁判所の裁判手続(争訟事件手続と勧告的意見手続)について説明します。やる気のある学生をお待ちしています。

また、第1回目のオリエンテーションで授業のスケジュールと単位の取得方法などを説明するので、必ず出席するようにしてください。

質問のある学生は、yaskita@main.teikyo-u.ac.jpにまでメールを送ってください。なお、その場合は表題に「・・・の件」とした上で、氏名及び学籍番号と用件の内容をメール本文に記して送ってください。

7. 授業内容

- 【第1回】 オリエンテーション
- 【第2回】 01. 国際連合における国際司法裁判所
- 【第3回】 02. 国際司法裁判所の構成
- 【第4回】 03. 管轄権
- 【第5回】 04. 選択条項制度(1):制度全般
- 【第6回】 05. 選択条項制度(2):留保
- 【第7回】 06. 訴訟当事者
- 【第8回】 07. 訴訟手続
- 【第9回】 08. 先決的抗弁
- 【第10回】 09. 暫定措置
- 【第11回】 10. 第三国の法益保護と訴訟参加
- 【第12回】 11. 本案手続における適用法規
- 【第13回】 12. 判決、解釈請求及び再審請求
- 【第14回】 13. 勧告的意見
- 【第15回】 オンライン授業としてのまとめと復習テストの実施